## 特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)第3条の規定による改正後の医療法(以下、「新医療法」という。)の規定による審査基準は以下のとおりとする。

法令の定め	審査基準
特定地域医療提供機関(B 水準)	
■新医療法第 113 条	
都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医	
師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定める	
ものがあると認められる病院又は診療所(当該都道府県の区域に所在するもの	
に限る。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機	
関として指定することができる。	
(1) 救急医療	
(2) 居宅等における医療	
(3)地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	
$2 \sim 7$ (略)	
│ │■医療法施行規則第 80 条	
法第113条第1項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又	
は診療所について、それぞれ当該各号に掲げる業務であって、当該業務に従事	
する医師の時間外・休日労働時間が一年について 960 時間を超える必要がある	
と認められるものとする。	
(1) 救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの	
救急の提供に係る業務	
(2) 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所	1 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所は、
居宅等における医療の提供に係る業務	次に掲げる医療機関とする。
	(1) 機能強化型在宅療養支援病院(単独型)
	(2) 機能強化型在宅療養支援診療所(単独型)

法令の定め	審査基準
(3) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所 当該機能に係る業務	2 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供 その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると京都府知事が 認めた病院又は診療所は、次に掲げる医療機関とする。 (1)総合又は地域周産期母子医療センター (2)京都府保健医療計画に5疾病・6事業(※)を担う医療機関として位置 づけられた病院又は診療所 ※5疾病:がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患 ※6事業:救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、 小児医療及新興感染症医療 (3)その他、公共性と不確実性が強く働くものとして、地域医療提供体制の 確保のために必要な医療機関
■厚生労働省告示(令和4年1月19日付告示第9号) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第80条第1号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。)において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所 (2)医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすものイ 年間の救急車の受入件数が千件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間五百人以上であること。 ロ 医療法第30条の4第2項第4号又は第5号の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。	

法令の定め 審査基準 連携型特定地域医療提供機関(連携 B 水準) ■新医療法第 118 条 法令のとおり 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令の定めると ころにより医師の派遣(医療提供体制の確保のために必要と認められるものに 限る。)を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長 時間となる病院又は診療所(当該都道府県の区域に所在するものに限る。)を、 当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関とし て指定することができる。 2 (略) ■医療法施行規則第87条 法第118条第1項の医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示によ り行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制確保のた めに必要と認めたものであって、当該派遣を行うことによって当該派遣をされ る医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると 認められるものとする。

法令の定め	審査基準
技能向上集中研修機関(C-1 水準)	
■新医療法第 119 条	
都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所	法令のとおり
であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要	
がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの(当該都	
道府県の区域に所在するものに限る。)を、当該病院又は診療所の開設者の申請	
により、技能向上集中研修機関として指定することができる。	
(1)医師法第16条の2第1項の都道府県知事の指定する病院	
同項の臨床研修を受ける医師	
(2)医師法第 16 条の 11 第 1 項の研修を行う病院又は診療所	
当該研修を受ける医師	
2 (略)	
■医療法施行規則第 94 条	
法第119条第1項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又	
は診療所の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。	
(1)医師法第16条の2第1項の都道府県知事の指定する病院	
同項の臨床研修に係る業務であつて、一定期間、集中的に診療を行う	
ことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医	
師の時間外・休日労働時間が1年について 960 時間を超える必要がある	
と認められるもの	
(2)医師法第 16 条の 11 第 1 項の研修を行う病院又は診療所	
当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことに	
より最新の知見及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時	
間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認め	
られるもの	

法令の定め 審杳基準 特定高度技能研修機関(C-2 水準) ■新医療法第 120 条 法令のとおり 都道府県知事は、当分の間、特定分野(医療の分野のうち高度な技能を有す) る医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣 が公示したものをいう。)における高度な技能を有する医師を育成するために、 当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受け る医師(当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定 める要件に該当する者に限る。) をやむを得ず長時間従事させる必要がある業 務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの(当該都道府県の 区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することにつ いて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。)を、当該病院又は診療所の開設 者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。 2 (略) ■医療法施行規則第 101 条 法第120条第1項の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる事項を記載し

法第120条第1項の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる事項を記載した同項の高度な技能を修得するための研修に関する計画(次項において「技能研修計画」という。)が作成された者であつて、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の意見を受けた者であることとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

 $2 \sim 3$  (略)

4 法第 120 条第 1 項の厚生労働省令で定めるものは、同項の高度な技能を修得するための研修に係る業務であつて、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が 1 年について 960 時間を超える必要があると認められるものとする。

5 (略)

## ■厚生労働省告示(令和4年2月1日 告示第23号)

法令の定め	審査基準
改正後の医療法(昭和23年法律第205号)第120条第1項の特定分野は、次	
に掲げる領域において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に	
必要と認められる医療の分野とする。	
1 内科領域 2 小児科領域 3 皮膚科領域 4 精神科領域	
5 外科領域 6 整形外科領域 7 産婦人科領域 8 眼科領域	
9 耳鼻咽喉科領域 10 泌尿器科領域 11 脳神経外科領域	
12 放射線科領域 13 麻酔科領域 14 病理領域	
15 臨床検査領域 16 救急科領域 17 形成外科領域	
18 リハビリテーション科領域 19 総合診療領域	